

# 認可外保育施設を ご利用中・ご検討中の皆さまへ

中野区では、認可外保育施設を利用される方への補助金制度について、以下のとおり変更を予定しています。

## 補助金受給条件の変更について

### 【現行制度】

- 今年度(令和7年度)の補助金は、認可保育園に申込みをして保留になっている月のみ対象です。
- 3月分は、2月と4月の両方に入所申込みを行っている方が対象です。

### 【変更後(案)】

- 令和8年3月分については、2月申込みで保留になった方は、4月申込みをしなくても対象となります。
- 令和8年4月以降(待機児童要件撤廃後)は、次の条件を満たす場合、入所申込みをしていない方や辞退した方も補助対象となります。
  1. 児童及び保護者が、月初日に中野区内に住民登録があること
  2. 月初日に保護者が補助対象施設と月ぎめ利用契約をしていること
  3. 補助対象施設に月ぎめ保育料の満額を支払っていること(保育料未納月は対象外)
  4. 保護者に保育の必要性の事由があること

※上記は予定です。詳細は確定後(3月頃)、中野区ホームページでお知らせします。



## お問い合わせ先

中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課

幼稚園・認可外保育係

03-3228-5681(平日8時30分~17時)